

防災安全課からのおしらせ　『地震から自分の命、家族、財産を守りましょう。』

★地震災害対策のための町補助事業を紹介します。

近い将来必ず発生するといわれている南海トラフを震源とする巨大地震は、
南伊勢町では震度6強、津波の到達時間はおよそ15分程度と予想されています。
私たち一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という心構えをし、自分を守るための知識を身につけて、地震への備えを万全にしておくことが大切です。

①木造住宅耐震診断等助成事業

・お住まいの安全確保を図るため耐震診断を**無料**で行います。

Q　対象となる住宅は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で
階数が3階以下の建築物が対象となります。



耐震診断すると評点がつけられます。

			評定1.0以上は②～⑤の対象外	
診断の評点	0.7　未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5　以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

診断した住宅を耐震補強する場合

②木造住宅耐震補強設計補助

Q　対象となる住宅は？

・無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い又はある」（評点1.0未満）住宅を「一応倒壊しない」（評点1.0以上）住宅にする**設計**を対象とします。
耐震補強設計（一般診断法）に要する経費　最大18万円を補助します。
※精密診断法の場合は、最大34万円

③木造住宅耐震補強工事補助

Q　対象となる住宅は？

・無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」（評点0.7未満）住宅を「一応倒壊しない」（評点1.0以上）住宅にする**工事**を対象とします。
耐震補強工事に要する経費　最大157.5万円を補助します。

④リフォーム工事（追加補助＋α）

Q　対象となる工事は？

・木造住宅耐震補強工事補助を利用すること。
・耐震補強工事補助に含めることができない住宅の改善工事であること。
（例：段差改修、設備改修、外壁・屋根・床・内装等の改修、増築、減築工事等）
工事費の1/3　最大20万円を補助します。
・住宅の機能や性能を向上させる目的で行う工事に限ります。
・他の補助金、介護保険等による給付を受けないこと。

診断した住宅を除去（取壊し）する場合

⑤木造住宅耐震除去事業

Q　対象となる住宅は？

・無料耐震診断の結果が

「倒壊する可能性が高い」（評点0.7未満）となった住宅を対象とします。

除却の補助金額

除却工事に要する費用の23%以内
上限　838,000 円

②③④の詳細な各補助金額

木造住宅耐震補強設計、工事、
リフォームの詳細については
役場防災安全課にご相談ください。
☎TEL　0599-66-1704

⑥ブロック塀等除去事業

Q　対象となるブロック塀は？

・町内にあり、道路等に面するブロック塀等（高さが60㎝以下のものは除く。）を対象とします。
ブロックの種類は、コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀等の組積造の塀（門を含む。）
※ 除去した後、再びブロック塀を建てる場合は補助金の交付は受けられません。

補助金額

事業に要する経費の2分の1以内（千円未満を切り捨てた額）とし、**10万円を限度**とします。

● 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊被害が発生しました。地震時に倒壊することがないよう、ブロック塀等を所有・管理されている方は、安全点検をするよう努めましょう。
安全点検の結果、危険性が確認された場合は、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等をお願いします。
※点検方法の詳細については、三重県HP「ブロック塀の安全点検のためのチェックポイント」をご覧ください。

⑦家具固定事業

・自ら居住する住宅の家具の転倒を防止するため固定器具を**無料**で施工します。

Q　対象者は？

・1世帯1回限りとし、家具は3台まで、取付金具は1台2種類までです。
また、取付作業は町が委託する家具転倒施工者（シルバー人材センター）が固定器具を設置します。

⑧耐震シェルター設置事業

Q　対象となる住宅は？

・無料耐震診断の結果が「倒壊する可能性が高い」（評点0.7未満）となった住宅を対象とします。

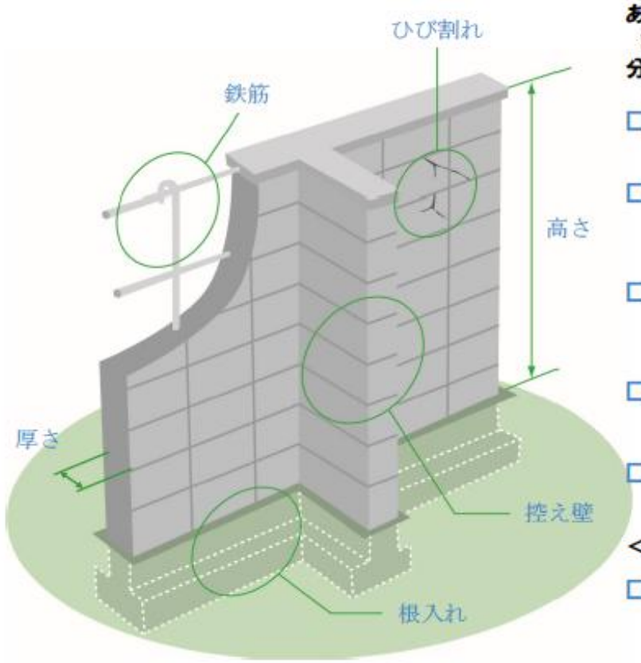
補助金額

事業に要する経費　最大100万円を補助します。

問合せ先：南伊勢町役場防災安全課
〒516-0194
三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地
TEL：0599-66-1704
FAX：0599-66-1904
E-mail：bousai@town.minamiise.lg.jp

ブロック塀の点検のチェックポイント

国土交通省



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

□ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

□ 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

□ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。

□ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

□ 6. 塀に鉄筋は入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合
□ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
□ 2. 塀の厚さは十分か。
□ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
□ 4. 基礎があるか。
□ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞
□ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

各補助制度についてのよくある質問等

Q.申請前に実施したものは対象になりますか？(事後申請はできるのか)
A.事後申請では対象となりませんので、必ず申請後に、町からの交付決定通知を受けてから各事業(工事等)を実施してください。

Q.申し込み後、いつごろの実施となるのか？（急いで実施したい場合等）
A.予算の範囲内で、申請の順番でご案内しておりますが一部の補助事業では多数の待ちが発生しているため、実施時期のご希望に沿えないことがございます。補助金制度の適用を希望される場合は必ず順番までお待ちください。
※順番を待たずに実施し、事後報告の場合は対象外となり、補助金は受けられません。